

公的保険と民間保険・共済商品



ライフプランを
描いてみる

給与明細書・
源泉徴収票の見方

消費と貯蓄・投資

お金を借りる、
お金を返す

コラム1 インターネットを
活用したパーソナルファイナンス

コラム2 消費者トラブルに
遭わないために

公的保険と
民間保険・共済商品

公的年金と
リタイアメントプランニング

コラム3 金融経済の
基本を理解する

ライフイベント表・
キャッシュフロー表を作成する

みんなのトーク

人生 将来のコトなんて、想像で
描かないよ。でも、苦勞はし
たくないなあ

だからこそ、「若い頃か
ら!」なんたるうねむ

高額療養費制度って、な
にげにスゴくない!? (驚)

病院に保険証を忘れたと
きのバカ高かったら...あ
んどとき有り難みを実感!

出産費、保険の給付で案
外少なくて済むね! きっと
お祝いももらえるし!

Q 公的保険と民間保険・共済の違いは何ですか?

A どちらも必要不可欠な保険です。社会人生活でも、病気やケガに直面することがあります。また、出産やもしものときに備えることも大事です。両者の違いをよく認識して、いざというときに困らないようにしましょう。

▶ 国の公的保険制度と民間保険

公的保険 民間保険

私たちが安心して生活を送るためには、不慮の事故や災害、病気に備えておくことが必要です。このようなリスクに備えるために、社会保障制度の一環として国が運営する「公的保険」と、民間の生命保険会社や損害保険会社、共済が販売している「民間保険」があります。

公的保険が民間保険と大きく異なる点は、**強制加入(一定要件あり)であること、保険料の設定が一律方式または所得等に比例した方式であること、公費(国・都道府県・市区町村)負担による軽減措置があること**の3点です。民間保険は、相互扶助、収支相当の原則(集める保険料総額と給付する保険金総額が等しいこと)から、年齢や職業による危険率に応じた保険料設定となっており、加入は任意で保障額も加入者が自由に決められます。

▶ 職業などによって異なる「社会保険」

公的保険

給与明細書を見たとき、病気やケガをして健康保険証を使うとき、ニュースで公的年金の保険料負担について見聞きしたときなど、社会人生活の中では、しばしば「社会保険」を意識するシーンがあります。社会保険は万一のときに大きな助けとなる、大事な公的保障制度です。**医療保険・労働保険(労働者災害補償保険・雇用保険)・介護保険・年金保険**などがあり、職業などの条件によって加入する社会保険の種類が異なります。

! 社会保険の種類

	医療保険	労働保険		介護保険	年金保険
		労災	失業		
会社員	健康保険	労働者災害補償保険	雇用保険	介護保険	厚生年金保険
公務員・教職員等	各種共済(短期給付)	各種共済(短期給付)	-	介護保険	-
自営業者やその妻等	国民健康保険	-	-	介護保険	国民年金

▶ 医療費の高額負担を軽減する「高額療養費制度」

公的保険

「高額療養費制度」は、保険診療分の医療費が一定額を超えた場合、超過分を払い戻してもらえるもの(入院時の食費負担や差額ベッド代等は除く)。もしも入院などをして数十万円～数百万円のお金がかかってしまうという際も、この制度を利用すれば支払額は大幅に少なくなります。自己負担額の上限は所得により変わるので、注意が必要です。

! 1ヵ月あたりの医療費自己負担限度額(70歳未満の場合・一部抜粋)

標準報酬月額53万~79万円の人	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
標準報酬月額28万~50万円の人	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
標準報酬月額26万円以下の人	57,600円

※標準報酬月額とは、給料など報酬の月額を区切りのよい幅で区分したもので、保険料の計算などに使う。

例えば標準報酬月額28万~50万円に該当する場合、医療費が100万円で、窓口の負担(3割)が30万円の場合は、高額療養費として212,570円が支給され、実際の自己負担額は87,430円で済みます。

▶ 休んだ期間の生活を保障する「傷病手当金」

公的保険

「傷病手当金」は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた健康保険制度の給付のひとつです。被保険者が病気やケガのために働くことができず、会社を連続して3日間以上休むと、4日目以降、休んだ日に対して支給されます(最長1年半)。支給額は、病気やケガで休んだ期間、**本人の給与に基づいて算出された額**が支払われます。

ただし、休んだ期間について、事業主から傷病手当金の額より多い報酬額の支給を受けた場合には、傷病手当金は支給されません。また、政府や組合の健康保険に加入している場合は支給されませんが、自営業者など、国民健康保険に加入している場合は支給されません。

▶ ケガや病気の後遺症を保障する「障害給付」

公的保険

不慮の事故や病気などで障害が生じ、生活や仕事が制限されるようになった場合に、公的年金制度から支給されるのが「障害年金」です。**保険料の納付要件といたった支給要件を満たしていれば、年金の請求手続きをすることで受け取れます。**

国民年金の被保険者には「障害基礎年金」、厚生年金保険の被保険者には「障害厚生年金・障害手当金」が、それぞれ支給されます。加入していた年金制度や障害の程度、配偶者・子どもの有無などによって、支給される障害年金の種類や支給額は異なり、例えば、厚生年金保険に加入していた人で障害の程度が1級・2級の場合は、「障害厚生年金」と併せて、「障害基礎年金」も受けられます。

公的年金の「障害年金」のほかには、労災保険の「障害補償給付」があります。業務上で負った傷病において、治癒後に障害が残ったケースで支給されます。また、通勤災害の場合は「障害給付(障害年金・障害一時金)」といい、重い障害に対しては「障害補償年金」、比較的軽い障害に対しては「障害補償一時金」が支給されます。ただし、通勤災害と認定されるには、ケガなどした場所が自宅から職場までの通勤経路でなければなりません。例えば、帰宅時に最寄り駅で生活用品の買い物をした際であれば、通勤災害と認められますが、業務と関係なく飲みに出かけた先であれば認められません。

公的保険と民間保険・共済商品

▶ 出産時における、健康保険等からの手当て&給付 公的保険

一般に女性が出産したときには、加入する制度により以下のような給付が受けられます。

	会社員 健康保険	公務員 共済組合	自営業者 国民健康保険
健康保険 出産育児一時金、出産費	子ども1人につき42万円(※配偶者が出産した男性にも支給される)		
健康保険 出産手当金(※1)	出産前42日から出産後56日までの範囲内で、1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給される(※2)		なし
雇用保険・共済組合(短期給付) 育児休業についての給付金(※1)(※3)	育児休業給付金 …雇用保険 1歳(一定の場合は、1歳2カ月または1歳6カ月※4)未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に、一定の要件を満たすと育児休業給付金を受け取ることができる。 休業開始時賃金日額×支給日数×67%(ただし、181日目からは×50%)	育児休業手当金 …共済組合(短期給付) 子が1歳などに達する日(総務省令で定める場合に該当するときは、1歳6カ月)に達する日まで)で取得した休業期間について、所定の手当金が支給される。 標準報酬日額(標準報酬月額/22)×67%(ただし、181日目からは×50%)	なし

※1：出産手当金と育児休業に関する給付金は、そのときに受け取っている給与の金額によって支給対象外となる場合もあります。
 ※2：勤め先の健康保険等に加入して産休中も継続している人が対象で、「退職後半年以内に出産した人」や「健康保険の任意継続をした人」は対象外になりますのでご注意ください。
 ※3：育児休業期間中は、会社員・公務員ともに健康保険料や年金保険料の納付が免除されますので、忘れずに申請しましょう(P26参照)。
 ※4：一定の事由に該当するときは最長2歳に達する日まで給付される(2017年10月から)。

▶ 女性特有の病気に備えるための民間の医療保険 民間保険

女性専用の医療保険は、女性特有の病気を治療するために入院・手術をした場合、通常の医療保険よりも多い額の給付金が受け取れます。ただし、さまざまな疾病の治療費をカバーする医療保険でも、入院・手術に該当すれば給付金が受け取れ、また、女性特有の病気に対する各保険会社の認識も異なります。女性専用の医療保険に加入する際は、よく比較検討しましょう。

! 女性特有の病気とは

一口に女性特有といっても内容はさまざまで、対象とする疾病は各保険会社により異なります。一般的には、乳房・子宮・卵巣などの疾患、甲状腺の疾患、妊娠・分娩にかかわる疾患、がんなどがあります。

! 不妊治療の保険適用

現在、不妊治療では健康保険の適用はありません。ただし、自治体によっては不妊治療費の助成を行っています。

▶ 若い頃から考えたい、病気やケガの保障 民間保険

20~30歳代の若いうちでも、病気やケガで病院にかかる可能性は、当然ゼロではありません。また、災害に遭う可能性もあります。よって、経済的なリスクを回避することにつながる生命保険、共済、医療保険や損害保険の加入については、20歳代から考える必要があります。まずは、公的保険でどのくらい保障があるかを確認した上で、独身のうちは病気やケガについて公的保険でカバーできない金額を、民間の医療保険、がん保険、傷害保険といった保障で確保するとよいでしょう。そして結婚後は、万一のときに備えて家族の生活をカバーできるような死亡保険への移行を検討しましょう。



ワンポイント講座

各種民間保険では、加入前に発症した病気については既往症として保障されなかったり、保険料が高くなったりする可能性があるため、健康なうちの加入がおすすめです。

▶ 安心して人生を歩むための「生命保険・共済」 民間保険

加入者本人が万が一亡くなったり、高度障害になってしまった場合に、保険金を受け取れる民間の保険です。死亡した場合は「死亡保険金」、生存していても所定の高度障害状態に該当する場合は「高度障害保険金」が支払われます。定期保険、養老保険、終身保険、個人年金保険に分類され、保険料は死亡率・利率・経費率をもとに算出されます。

◆定期保険

保険の期間が定まっていて、一定の保険金を設定した場合、養老保険や終身保険に比べて保険料が安いのが特徴です。保険期間の満期とともに保障が終了する、いわゆる掛け捨てタイプの保険で、保険期間満了時に生存していても保険料は戻りません。定額タイプ、逓減タイプ、増進タイプなどの種類を目的に応じて選べます。

◆養老保険

保険期間中に死亡すると満期保険金と同額の死亡保険金が、保険期間が終了すると満期保険金が支払われます。一定の保険金を設定した場合、保険料は高いものの途中解約でも保険料が戻る、貯蓄性が特徴です。

◆終身保険

一生、保険による保障が続きます。貯蓄性もあり、養老保険の満期なしタイプともいえます。

◆個人年金保険

一定期間積み立てをした後に、資金を年金形式で受け取れます。また、死亡時は一定の積立金が返金されます。

保険を学べる「お役立ちサイト」

- 公益財団法人 生命保険文化センター <http://www.jili.or.jp/>
- 一般社団法人 日本損害保険協会 <http://www.sonpo.or.jp/>

公的保険と民間保険・共済商品

▶ 予期せぬ災害・事故に役立つ「損害保険・共済」

民間保険

災害や事故といった、偶然に起きたことに対する損失を補償する保険です。

◆自動車保険・共済

自動車運転時の事故において、人に対する賠償責任と物に対する賠償責任を果たすために加入します。さらに、同乗者に対する補償や車自体の修理等に対する保険も付加可能です。自動車保有者のみならず、自動車を運転する可能性のある人は加入しましょう。

◆火災保険・共済

自宅が火災で焼失した際に、再建築費用を賄えます。火事の飛び火は免責になるため、隣家の火事で自宅が焼失しても、隣家の持ち主からの補償はありません。家を購入した場合には、日を待たず加入しましょう。保険料は、一戸建てよりもマンションのほうが安い傾向にあります。

◆地震保険・共済

地震による火事や家屋倒壊時の建物再建築費用を賄えます。単体では加入できず、火災保険の加入が条件です。火災保険金額の30～50%の範囲内で保険金額を設定できます。地震による津波の被害も補償され、地震の多いエリアのほうが、保険料は高いものの加入率が上がっています。

◆賠償責任保険・共済

日常生活で他人にケガを負わせたり、他人の財産を破壊したりした場合の賠償責任を補償します。家を借りる場合は、借家人賠償責任保険に加入するのが一般的です。

◆所得補償保険・共済

一定の就業不能状態に該当した場合に所得を補てんする仕組みで、長期療養時に効果を発揮します。住宅ローンを借りる際にセットにしている金融機関もあります。

▶ いざというときの生活を守る「雇用保険」

公的保険

雇用保険は、会社員が失業した場合などに給付を行う公的保険制度です。生活と雇用の安定を図るとともに、再就職の支援を目的としています。加入すると「雇用保険被保険者証」と「雇用保険資格取得等通知書」が交付されます。事業主は、社員を1人でも雇っていれば、雇用保険に加入する義務があります(パートタイム社員は、適用の条件に当てはまる場合のみ)。

▶ 基本手当

倒産、契約期間の満了等の事由により離職した際に、一定期間、一定金額が支給されます。

◆支給要件

下記1と2のいずれも当てはまること。

- 1: 離職の日以前の2年間に被保険者期間が通算して12ヵ月以上あること。ただし、特定受給資格者または特定理由離職者は、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6ヵ月以上あること。
- 2: ハローワークにて求職の申し込みを行い、かつ求職活動を行っていること。

◆支給上限額 (2018年8月1日～)

30歳未満	6,750円
30歳以上45歳未満	7,495円
45歳以上60歳未満	8,250円
60歳以上65歳未満	7,083円

離職した日の直前6ヵ月の賃金日額の50～80%が基本手当日額となります。各年齢区分によって上限額が決められています。
※毎年8月1日から新たな額に改定されます。

◆基本手当の所定給付日数

(特定受給資格者および特定理由離職者)

区分	被保険者であった期間		1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	1年未満	90日	90日	120日	180日	240日
30歳未満			90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満			150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

※「特定受給資格者」は倒産、解雇等により離職した人、「特定理由離職者」は契約が満了し更新できなかった人、正当な理由のある自己都合退職した人を指します。

▶ 就職促進給付

◆再就職手当

基本手当の受給資格のある人が、就職して雇用保険の被保険者となった場合などで、所定の要件を満たす場合に支給されます。

◆就業手当

基本手当の受給資格のある人が、再就職手当の支給対象とならない形態で就業し、所定の要件を満たす場合に支給されます。

◆就職促進定着手当

再就職手当の支給を受けた人が引き続きその再就職先に6ヵ月以上雇用され、かつ所定の要件を満たす場合に支給されます。

▶ 教育訓練給付

一般と専門実践の2種類あり、専門実践教育訓練給付の概要は以下のとおりです。

◆支給要件

雇用保険の被保険者期間が継続して10年以上(初回は当分の間2年以上)あることなど所定の要件を満たす被保険者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給されます。

◆支給額

教育訓練経費の50%に相当する額。ただし1年間で40万円を超える場合は40万円まで、最大で3年間120万円を上限とし、4,000円以下は支給されません。また、修了後、資格等を取得し就職した場合などは教育訓練経費の20%に相当する額が追加して支給されます(要件や上限あり)。

▶ 雇用継続給付

◆育児休業給付

被保険者が1歳または1歳2ヵ月(父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能延長期間)未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、給付金が支給されます。
※一定の事由に該当するときは最長2歳に達する日まで給付されます(2017年10月から)。

◆介護休業給付

被保険者が対象家族(配偶者・父母・子・配偶者の父母・同居しかつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫)を介護するため休業した場合、給付金が支給されます。
※いずれも、一定要件を満たしている場合に対象となります。